

令和4年6月議会

議案説明資料

ページ

1 条例案	
議案第97号 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例案	… 1
議案第99号 福岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例案	… 3
議案第100号 福岡市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案	… 5

保健医療局

議案第 97 号

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

市民の利便性の向上を図るため、市内で転居する場合等に、住民異動届の提出をもって、福岡市ひとり親家庭等医療費助成制度、福岡市子ども医療費助成制度及び福岡市重度障がい者医療費助成制度に係る住所の変更等の届出を省略する必要があるによる。

2 改正内容

住民基本台帳法第22条から第24条までの規定による届出があったときは、各医療費助成条例において定めている、市内での住所変更の届出及び、市外転出による資格喪失の届出があったものとみなす規定を追加する。

【参考】住民異動の手続きと医療費助成条例との関連

住民異動の手続き	医療費助成条例で省略（みなし）となる届出
市内での転入・転居	住所変更の届出
市外転出	資格喪失の届出

3 施行期日

令和4年7月1日

4 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

(1) 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例新旧対照表

旧	新
第1条～第8条 (略) (届出等) 第9条 認定対象者又はその保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 認定対象者が第3条の規定に該当しなくなつたとき又は第4条の規定に該当するに至つたとき。 (2) (略) (3) 認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。 (4) (略) 2 (略) (新設)	第1条～第8条 (略) (届出等) 第9条 認定対象者又はその保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 認定対象者が第3条の規定に該当しなくなつたとき又は第4条の規定に該当するに至つたとき。 (2) (略) (3) 認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。 (4) (略) 2 (略) 3 <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく第1項第1号又は第3号の規定による届出があつたものとみなす。</u>
(以下略)	(以下略)

(2) 福岡市子ども医療費助成条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第8条 認定対象者の保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 認定対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第8条 認定対象者の保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 認定対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく第1項第1号又は第2号の規定による届出があつたものとみなす。</u></p> <p>(以下略)</p>

(3) 福岡市重度障がい者医療費助成条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第8条 認定対象者又はその保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 認定対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第8条 認定対象者又はその保護者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 認定対象者が第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 認定対象者が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく第1項第1号又は第3号の規定による届出があつたものとみなす。</u></p> <p>(以下略)</p>

議案第 99 号

福岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

施設の利用状況等に応じたものとするため、営業者が講ずべき衛生措置の基準を改める必要があるによる。

2 改正内容

- ・施設の清掃の頻度に係る規定について、施設の利用状況に応じた清掃とするよう改正するもの。
- ・施設の消毒に係る規定について、害虫、ねずみ等の生息状況に応じた方法により害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除を行うよう改正するもの。

3 施行期日

公布の日

4 福岡市興行場法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)
第6条 法第3条第2項に規定する入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 施設全般の管理 ア (略) イ <u>1日に1回以上</u> 清掃し、常に清潔にしておくこと。 ウ <u>1月に1回以上</u> 消毒し、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。 (2)～(5) (略)	第6条 法第3条第2項に規定する入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 施設全般の管理 ア (略) イ <u>規則で定めるところにより</u> 清掃し、常に清潔にしておくこと。 ウ <u>規則で定めるところにより</u> 、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。 (2)～(5) (略)
(以下略)	(以下略)

[参 考]

福岡市興行場法施行細則改正案 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>第6条の2 条例第6条第1号イの規則で定めるところとは、次の各号に定めるところとする。</u></p> <p>(1) <u>入場者が利用する箇所については、施設の利用の都度、清掃を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる箇所以外の箇所については、定期的に汚れの状況を確認し、必要に応じ、その清掃を行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第6条第1号ウの規定による害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除は、害虫、ねずみ等の生息状況について、定期的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除のため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>

議案第 100 号

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

市民等の利便性の向上を図るため、情報通信技術を利用する方法により飼い主の判明しない犬を抑留している旨等を周知するために必要な事項を定める必要があるによる。

2 改正内容

動物愛護管理センターに犬を抑留している旨の掲示について、ホームページへの掲載等を可能とするよう改正するもの。

3 施行期日

公布の日

4 福岡市動物の愛護及び管理に関する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第15条 (略)	第1条～第15条 (略)
(抑留及び譲渡)	(抑留及び譲渡)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 市長は、前項の規定により抑留した犬のうち、飼い主が判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき旨の通知を行い、飼い主が判明していないものについては抑留している旨の <u>掲示</u> を捕獲させた日から2日間規則で定める方法により行うものとする。	2 市長は、前項の規定により抑留した犬のうち、飼い主が判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき旨の通知を行い、飼い主が判明していないものについては抑留している旨 <u>その他規則で定める事項の公示</u> を捕獲させた日から2日間規則で定める方法により行うものとする。
3 市長は、前項の通知又は <u>掲示</u> をした場合において、飼い主が、当該通知を受け取った日又は当該 <u>掲示</u> の期間満了の日後1日以内に引き取らないときは、規則で定めるところにより当該抑留した犬を処分することができる。ただし、飼い主がやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは処分しないものとする。	3 市長は、前項の通知又は <u>公示</u> を行った場合において、飼い主が、当該通知を受け取った日又は当該 <u>公示</u> の期間満了の日後1日以内に引き取らないときは、規則で定めるところにより当該抑留した犬を処分することができる。ただし、飼い主がやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは処分しないものとする。
4 (略)	4 (略)
(以下略)	(以下略)

[参 考]

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則案 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(<u>掲示の方法</u>)</p> <p>第13条 条例第16条第2項に規定する<u>掲示</u>は、次に掲げる事項を動物愛護管理センターに掲示することにより行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(<u>公示事項等</u>)</p> <p>第13条 条例第16条第2項に規定する<u>規則</u>で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第16条第2項に規定する<u>規則</u>で定める方法は、インターネットの利用その他の方法とする。</p> <p>(以下略)</p>